

町有財産売買契約書(案)

永平寺町（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により町有財産の売買契約を締結する。

（審議誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に掲げる町有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

所在地	地目	数量 (㎡)	備考
			建物付

（売買代金）

第3条 当該の売買代金は、金 【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、売買代金の100分の10以上（1,000円未満切上げ）に相当する金額とする。

2 売買代金を一括納入する場合には免除とする。

3 乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納付方法及び納期限）

第5条 乙は、3条に定める売買代金を甲が発行する納入通知書により、指定期日までに甲の指定する金融機関に納入するものとする。

（延滞料）

第6条 乙は、売買代金の支払を遅延したときは、当該支払いの遅れた額につき支払期限の翌日から支払った日までの遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて計算した金額を、違約金として支払わなければならない。

2 前項の違約金に100円未満の端数があるときは、その端数金額は徴収しないものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定により所有権が移転したときに、甲から乙に引渡しがあったものとする。

(土地の表示及び保存登記)

第8条 当該土地の表示及び保存登記（以下「保存登記」という。）は、前条に定める売買代金の納入後に、乙が行うものとする。

2 前項の保存登記に要する費用は、乙の負担とする。

(紛争の解決)

第9条 甲及び乙は、当該土地に関する紛争が生じたときには、次により処理し、それぞれ相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

(1) 当該土地に関する紛争が当該土地の保存登記完了前の原因によるときには、甲が責任をもって処理する。

(2) 当該土地に関する紛争が当該土地の保存登記完了後の原因によるときには、乙が責任をもって処理する。

(解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、何ら催告を要しないでこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に違反したため甲に損害を与えたときは、甲の定める損害賠償金を甲に支払うものとする。

(契約の費用)

第12条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

令和〇年〇月〇日

甲 住 所 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
氏 名 永平寺町長 河合 永充 ㊟

乙 住 所
氏 名 ㊟